

第3編 Q & A

共濟管理班

年金班

給付福利班

Q & A 目次

年金関係	79
Q1 「退職届書」の提出先はどちらですか。	79
Q2 退職後、再任用短時間職員となる場合「退職届書」の提出は必要ですか。	79
Q3 「退職届書」の所属機関の受付印はどこが押すのですか。	79
Q4 現所属長が退職した場合は本人が確認するのですか。	79
Q5 退職後に住所変更した場合、何か必要な手続きはありますか。	79
Q6 年金は何歳からもらえますか。	80
Q7 年金はもらえる年齢になつたら自動的にもらえますか。	80
Q8 現在は在職中のため、年金の手続きは退職後に行ってもよいですか。	80
Q9 退職後も働く予定ですが、年金はもらえるのですか。	80
Q10 年金を繰上げ請求した場合は、減額されますか。	81
Q11 年金を繰下げ請求した場合は、増額されますか。	81
Q12 年金を繰上げ、繰下げした受給者が死亡した場合、遺族が受給する年金額はどうなりますか。	82
Q13 年金の見込額を知ることはできますか。	82
Q14 県に採用される前に国家公務員期間があります。年金額は国家公務員期間も含めて決定されますか。	82
Q15 国民年金の任意加入で納付期間が 40 年に満たない場合、任意で加入することができるとありますか。どういうことですか。	82
Q16 ねんきん定期便とは別に「給付算定基礎額残高通知書」というものが届きましたが、何か手続きをする必要がありますか。	83
Q17 「年金記録の電子交付」とは何ですか。	83
Q18 「年金記録の電子交付」は公務員で勤めていた期間があれば誰でも利用可能ですか。 ...	83

第3編 Q & A

Q19 年金受給者が共済組合の組合員となる場合、なぜ経過的職域加算額が停止されるのですか。	84
退職後の医療保険制度(任意継続組合員)関係	84
【任意継続組合員の資格取得・喪失】.....	84
Q20 再任用を断った場合、任意継続組合員になれますか。(再就職しなかった場合、任意継続組合員の資格を取得できますか。)	84
Q21 任意継続組合員の資格取得申出書の提出は、地共済に2月末必着との説明ではなかったですか。	84
Q22 資格確認書が4月20日までに届かなかった場合、届くまでは無保険状態となりますか。	84
Q23 今年の3月に定年退職をするが、7月まで再任用として働き、7月いっぱい退職するが任意継続組合員になることはできますか。	85
Q24 4月1日に任意継続組合員となりましたが、6月1日から再就職が決まりました。何か手続きが必要ですか。	85
Q25 再任用(ショート)を1年以上勤務し、退職した場合、任意継続の資格取得は可能ですか。	85
Q26 再任用(フルタイム)を1年以上勤務し、退職した場合、任意継続の資格取得は可能ですか。	85
Q27 再任用(フルタイム・ショート)を年度途中で退職した場合、任意継続の資格取得は可能ですか。	86
Q28 国民健康保険に加入した後に、任意継続の資格取得は可能ですか。	86
Q29 任意継続組合員の資格喪失後は国民健康保険に加入することになるのですか、また加入のタイミングはいつですか。	86
Q30 任意継続組合員の資格取得を申し出しができるのは退職した時のみですか。	86
Q31 掛金を納付期限までに納付していません。この場合、任継組合員の資格取得は可能ですか。	86
Q32 年度途中からでも任意継続の資格取得は可能ですか。	87
【被扶養者について】.....	87

第3編 Q & A

Q33 任意継続組合員を希望しますが、これまでの被扶養者について、どのような手続きが必要ですか。 ..	87
Q34 任意継続組合員を希望しますが、これまで被扶養者だった息子(娘)の4月1日就職が内定しています。何か手続きが必要ですか。 ..	87
Q35 退職後は配偶者の方が恒常的な収入(退職金などは除く)が高くなりますが、引き続き被扶養者だった息子(娘)を継続認定できますか。 ..	87
Q36 県職員を早期退職予定ですが、妻も県職員のため、妻の扶養に入ることはできますか。 ..	88
Q37 退職後に60歳未満の被扶養配偶者は国民年金に加入することになるとのことですが、加入のタイミングはいつですか。 ..	88
【任意継続組合員の掛金】 ..	88
Q38 掛金は毎年度変更しますか。 ..	88
Q39 任意継続組合員資格取得申出書を提出しましたが、振込依頼書はいつ届きますか。 ..	88
Q40 毎月払いを希望しますが、納付期限を忘れてしまいそうです。毎月月末近くに、連絡してもらうことは可能ですか。 ..	88
Q41 確定申告を行います。納付した掛金は社会保険料控除の対象となりますか。 ..	88
Q42 再就職等により資格喪失した場合、掛金は還付されますか。 ..	89
Q43 掛金の還付に係る期間はどの程度ですか。 ..	89
【保健事業(人間ドック事業)】 ..	89
Q44 任意継続組合員となった場合、人間ドックの助成は受けられますか。 ..	89
【保健事業(特定健診・特定保健指導事業)】 ..	89
Q45 任意継続組合員となった場合、どのような保健事業の対象となるのですか。 ..	89

年金関係

【退職届書に関すること】

Q 1 「退職届書」の提出先はどちらですか。

地方職員共済組合沖縄県支部年金班(県庁5階 職員厚生課内)に提出してください。

Q 2 退職後、再任用短時間職員となる場合「退職届書」の提出は必要ですか。

再任用短時間職員は、短期組合員として組合員資格は継続しますが、長期給付の適用がなくなるため「退職届書」の提出が必要です。

Q 3 「退職届書」の所属機関の受付印はどこが押すのですか。

退職時に所属していた機関による受付となります。以下に事例を挙げていますのでご参照ください。

- ・病院で退職した場合…各病院
- ・出先機関で退職した場合…出先機関
- ・出向者が退職した場合…出向元の所属機関(出向先より3月31日付で戻るため)

Q 4 現所属長が退職した場合は本人が確認するのですか。

現所属機関の長が退職し、3月31日付で確認する場合は、現所属機関の長による確認になります。一方、4月1日以降の日付で確認する場合は、新所属機関の長による確認になります。

Q 5 退職後に住所変更した場合、何か必要な手続きはありますか。

地共済では、事前に年金請求書を送付するため、住所等の連絡先を把握しておく必要があります。退職後に住所や氏名を変更された場合は、様式「年金待機者等異動報告書(pp.26~27 参照)」を地方職員共済組合沖縄県支部年金班までご提出ください。

なお、退職後であっても年金を受給している場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して当組合の年金システム上の登録住所の変更を行いますので、手続きは原則不要です。

【年金請求手続きに関するここと】

Q 6 年金は何歳からもらえますか。

老齢厚生年金には、60歳から65歳になるまでに受給する「特別支給の老齢厚生年金」と65歳から受給する「本来支給の老齢厚生年金」があります。「特別支給の老齢厚生年金」の支給開始年齢は生年月日により異なります。「特別支給の老齢厚生年金」は段階的に支給開始年齢が引き上げられ、昭和36年4月2日以降に生まれた方については、すべての年金が65歳からの支給となります。

(p.5 図3 参照)

Q 7 年金はもらえる年齢になったら自動的にもらえますか。

年金は自動的に支給されるものではありません。請求の手続きが必要になります。おおむね受給開始年齢になる誕生日の3ヶ月前に最終加入の実施機関(地共済沖縄県支部又は日本年金機構等)から「年金請求書」とリーフレットが送付されますので、必要事項をご記入の上、誕生日以降、速やかに実施機関(地共済沖縄県支部又は日本年金機構等)に提出してください。

Q 8 現在は在職中のため、年金の手続きは退職後に行ってもよいですか。

請求書が届きましたら、速やかに手続きを行ってください。年金の受給権が発生した日から5年間請求がない場合は、時効により受給権が消滅し年金が受け取れなくなります。

【年金額に関するここと】

Q 9 退職後も働く予定ですが、年金はもらえるのですか。

年金受給者が働く場合、老齢厚生年金は給料と年金の合計額に応じて一部又は全部が支給停止される場合があります(pp.12~13 参照)。なお、老齢基礎年金については、働いていても減額されることはありません。

Q10 年金を繰上げ請求した場合は、減額されますか。

昭和37年4月2日以降に生まれた方の場合は、繰上げた月ごとに1か月あたり0.4%(年あたり4.8%)減額されます。(昭和37年4月1日以前に生まれた方は1か月あたり0.5%減額となります。)

繰上げ請求は受給開始が早くなる(早くもらえる)というメリットがある一方、繰上げ請求後は、その決定を取り消すことができず、終生減額された年金額になるというデメリットもあります。そのほかにも繰上げ請求にはメリット、デメリットがあるため、よくご確認の上、判断していただきたいと思います。

＜繰上げ請求後の額の算定＞

次の①及び②を合算した額を報酬比例部分から減額します。

①報酬比例部分の額×4/1000×繰上げ月数(※)

②経過的加算額×4/1000×繰上げ月数(※)

※繰上げ月数:繰上げ請求をした日の属する月から65歳に達する日の属する前月までの月数

60歳から繰上げをした場合としない場合の年金受給総額は、繰上げ受給を開始してから、約21年(昭和37年4月1日以前生まれの方は約17年)後以降に受給累計額が本来の受給累計額を下回ります。

※ 繰上げ受給した老齢厚生年金についても、厚生年金保険に加入しながらお勤めの間は、年金の一部または全額が支給停止になります。

Q11 年金を繰下げ請求した場合は、増額されますか。

繰下げ請求は、65歳から受け取れる「老齢基礎年金」と「本来支給の老齢厚生年金」に適用される制度です。繰下げ請求の増額率が1か月あたり0.7%(年あたり8.4%)ですので、1年間繰り下げた場合、理論的には繰下げ請求した時点(受給開始)から約12年後以降、繰下げ請求した場合の受給累計額が本来の受給累計額を上回ります。

なお、繰下げ請求は、受給額が多くなるというメリットがある一方、短命の場合、受給総額が大幅減額となる可能性もあるというデメリットもあります。そのほかにも繰下げ請求にはメリット、デメリットがあるため、よくご確認の上、判断していただきたいと思います。

＜繰下げによる加算額の算定＞

次により算定した「繰下げ加算額」加算します。

第3編 Q & A

繰下げ加算額 = ((65歳時点の報酬比例部分×平均支給率(※1)) +

65歳時点の経過的加算額) × 増額率(※2)

※1 平均支給率：受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率を合算して得た率 ÷ 繰下げ待機期間の月数

※2 増額率：7/1000 × 受給権取得月から申出日の属する月の前月までの月数

Q12 年金を繰上げ、繰下げした受給者が死亡した場合、遺族が受給する年金額はどうなりますか。

老齢厚生年金を繰上げ、繰下げしている場合は、繰上げによる減算額、繰下げによる加算額は遺族年金には反映されません。よって、繰下げ、繰上げが反映される前の年金額の原則3/4を遺族年金として受給することになります。

Q13 年金の見込額を知ることはできますか。

「ねんきん定期便」や「年金記録の電子交付」等で年金の見込額を知ることができます。「ねんきん定期便」は毎年一回、誕生月に送付されます。また、地共済で年金見込額の試算を行うことができます。その際は「老齢厚生年金試算依頼票」を提出していただく必要がありますので、地共済沖縄県支部までご連絡ください。

【公的年金加入期間に関すること】

Q14 県に採用される前に国家公務員期間があります。年金額は国家公務員期間も含めて決定されますか。

複数の公務員期間がある場合には、最後に加入していた共済組合で、これまでの公務員期間を含めて年金額を決定することになるため、地共済で決定することになります。

Q15 国民年金の任意加入で納付期間が40年に満たない場合、任意で加入することができるとありますが、どういうことですか。

国民年金の加入期間は、20歳以上60歳未満の40年間で、すべて保険料を納付した場合、老齢基礎年金を「満額」受給することができます。

第3編 Q & A

国民年金の任意加入とは、納付済期間が40年満たないため老齢基礎年金を満額受給できない場合など、60歳以降に国民年金に任意加入し年金額を増やすことができる制度です。

【その他】

Q16 ねんきん定期便とは別に「給付算定基礎額残高通知書」というものが届きましたが、何か手続きをする必要がありますか。

特に必要な手続きはありません。「給付算定基礎額残高通知書」とは、平成27年10月の年金制度の一元化に伴い、新しく創設された「年金払い退職給付」の算定の基となる「給付算定基礎額残高」をお知らせするものです。「年金払い退職給付」は、原則65歳から支給されるもので、毎月、標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率(=保険料率)を乗じて得た付与額(=保険料)を将来の年金給付に必要な原資として積み立てます。この付与額に利息を加えた額を「給付算定基礎額」といいます。

Q17 「年金記録の電子交付」とは何ですか。

令和7年4月からマイナンバーカードを利用して、地方職員共済組合のマイナ手続きポータルやマイナポータルから、ご自身の公務員共済期間の年金記録を電子交付により受け取ることができます。地方職員共済組合のホームページから「地方職員共済組合マイナ手続きポータル」にアクセスし、e-私書箱の利用登録を行うなど、事前の手続きが必要となります。

Q18 「年金記録の電子交付」は公務員で勤めていた期間があれば誰でも利用可能ですか。

現在、公務員として勤めている方(地方職員共済組合(道府県庁職員(東京都庁は除く))の組合員の方及び過去に地方職員共済組合の組合員であった方)は、ご利用いただけます。ただし、年金をすでに受給されている方(障害、遺族年金受給者は除く)、地方職員共済組合の後に他の地方公務員共済組合の組合員または国家公務員共済組合の組合員となった方は利用することができません。

Q19 年金受給者が共済組合の組合員となる場合、なぜ経過的職域加算額が停止されるのですか。

平成27年9月までの共済年金は厚生年金相当部分及び職域年金相当部分(経過的職域加算額)を合算した額を支給し、組合員である間は地方公務員等共済組合法により職域年金相当部分(経過的職域加算額)は支給停止することとされていました。

平成27年10月に被用者年金制度が一元化され共済年金が厚生年金に統一された後も公務員独自給付である経過的職域加算額は、平成27年9月までの組合員期間がある場合は支給を継続していますが、一元化以前と同様、組合員である間は同法により全額支給停止となります。

退職後の医療保険制度（任意継続組合員）関係

【任意継続組合員の資格取得・喪失】

Q20 再任用を断った場合、任意継続組合員になれますか。（再就職しなかった場合、任意継続組合員の資格を取得できますか。）

退職の日の前日までに引き続き1年以上共済組合の組合員であれば、退職の日から20日以内に任意継続組合員資格取得申出書の提出と掛金の納付により任意継続組合員の資格を取得することができます。

ただし、掛金納付書の発行から送付にかかる期間を考慮し、申出書の提出は退職の日から10日以内としてください。

Q21 任意継続組合員の資格取得申出書の提出は、地共済に2月末必着との説明ではなかったですか。

退職後速やかに任意継続組合員証を届けられるよう、事務作業を考慮した期限を設定しています。

Q22 資格確認書が4月20日までに届かなかった場合、届くまでは無保険状態となりますか。

資格確認書の到着が遅れた場合でも、4月1日付けで任意継続組合員の資格取得をしているので無保険状態とはなりません。

第3編 Q & A

資格確認書が届かない間に医療機関を受診した場合は、一旦全額負担して頂き、診療報酬明細書と領収書を療養費請求書に付けて地共済に提出することで医療費の7割が払い戻しされます。

Q23 今年の3月に定年退職をするが、7月まで再任用として働き、7月いっぱい退職するが任意継続組合員になることはできますか。

任意継続の加入要件の地共済に1年以上加入しているという要件を満たしていることと、7月までに他保険に加入していなければ、退職後20日以内に手続きをしていただければ加入できます。

Q24 4月1日に任意継続組合員となりましたが、6月1日から再就職が決まりました。何か手続きが必要ですか。

再就職先が、社会保険適用事業所の場合、6月1日から新しい保険者の被保険者となるため、任意継続組合員の資格を喪失します。

「任意継続組合員資格喪失申出書」と資格確認書等(交付を受けている方のみ。被扶養者分も併せて)を地共済へ提出してください。

Q25 再任用（ショート）を1年以上勤務し、退職した場合、任意継続の資格取得は可能ですか。

退職の日の前日までに引き続き1年以上共済組合の組合員であれば、退職の日から20日以内に任意継続組合員資格取得申出書の提出と掛金の納付により、任意継続組合員の資格を取得することができます。

Q26 再任用（フルタイム）を1年以上勤務し、退職した場合、任意継続の資格取得は可能ですか。

退職の日の前日までに引き続き1年以上共済組合の組合員であれば、退職の日から20日以内に任意継続組合員資格取得申出書の提出と掛金の納付により、任意継続組合員の資格を取得することができます。

Q27 再任用（フルタイム・ショート）を年度途中で退職した場合、任意継続の資格取得は可能ですか。

退職の日の前日までに引き続き1年以上共済組合の組合員であれば、退職の日から20日以内に任意継続組合員資格取得申出書の提出と掛金の納付により、任意継続組合員の資格を取得することができます。

Q28 国民健康保険に加入した後に、任意継続の資格取得は可能ですか。

他保険に加入した場合は、任意継続の資格取得はできません。

Q29 任意継続組合員の資格喪失後は国民健康保険に加入することになるのですか、また加入のタイミングはいつですか。

再就職等で他の健康保険制度に加入する場合を除き、任意継続組合員の資格喪失日（資格喪失申出書を受理した月の翌月初日）から国民健康保険に加入することとなります。

なお、任意継続中に他の健康保険制度に加入する場合は、その加入日（資格取得日）が任意継続組合員の資格喪失日となります。

Q30 任意継続組合員の資格取得を申し出ができるのは退職した時のみですか。

退職により地共済の組合員資格を喪失する場合、期日までに任意継続組合員資格取得申出書の提出及び掛金の納付があった方が地共済の任意継続組合員となるので、申し出は今回のみとなります。なお、他の健康保険に加入される場合は、保険の二重加入となりますので、地共済の任意継続組合員になれません。

Q31 掛金を納付期限までに納付していません。この場合、任継組合員の資格取得は可能ですか。

期限内に納付していない方は、資格取得者となりません。期限までに納付されていない場合（未納の場合）は、直ちに組合員資格を失います。納付期限を過ぎての納付は認めておりませんので、ご留意下さい。

Q32 年度途中からでも任意継続の資格取得は可能ですか。

退職日の前日までに引き続き1年以上共済組合の組合員であれば、退職の日から20日以内に任意継続組合員資格取得申出書の提出と掛金の納付により、任意継続組合員の資格を取得することができます。

上記期間を経過した後は、任意継続の資格取得はできません。

【被扶養者について】

Q33 任意継続組合員を希望しますが、これまでの被扶養者について、どのような手続きが必要ですか。

退職日時点で認定されている被扶養者で、退職日以降も被扶養者の要件を満たしていれば、自動的に認定継続となります。

すでに認定されている被扶養者全員を継続認定する場合、手続きは不要です。

Q34 任意継続組合員を希望しますが、これまで被扶養者だった息子（娘）の4月1日就職が内定しています。何か手続きが必要ですか。

任意継続申込時点で、被扶養者の取消が見込まれる場合は、「任意継続組合員申出時の被扶養者取消確認書」を提出してください。被扶養者の資格喪失日は、組合員の退職日の翌日となります。

Q35 退職後は配偶者の方が恒常的な収入（退職金などは除く）が高くなりますが、引き続き被扶養者だった息子（娘）を継続認定できますか。

共同扶養者が恒常的な収入が多い場合、主たる扶養者として認められないため、扶養は継続できません。「任意継続組合員申出時の被扶養者取消確認書」を提出してください。被扶養者の資格喪失日は、組合員の退職日の翌日となります。

Q36 県職員を早期退職予定ですが、妻も県職員のため、妻の扶養に入ることはできますか。

年金受給額が年額180万円を超えたる、不動産・事業・農業収入が年額130万円を超えてるなど扶養者取消要件に合致していなければ、配偶者様を被扶養者とすることはできます。取消要件及び被扶養者認定手続きについては、職員厚生課ポータルサイト及び沖縄県職員厚生課ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

Q37 退職後に60歳未満の被扶養配偶者は国民年金に加入することになるとのことですが、加入のタイミングはいつですか。

国民年金の第2号被保険者(公務員の共済組合の組合員等)に扶養されている配偶者は、国民年金の第3号被保険者になりますが、第2号被保険者が退職等で組合員資格を喪失し、再就職等しなかつた場合、第3号被保険者の資格も喪失しますので、退職日の翌日が国民年金に加入するタイミングになります。

【任意継続組合員の掛金】

Q38 掛金は毎年度変更しますか。

掛金は、毎年地共済からの通知により、率が変動します。

Q39 任意継続組合員資格取得申出書を提出しましたが、振込依頼書はいつ届きますか。

3月末日退職者の方へは、3月中旬頃発送します。

Q40 毎月払いを希望しますが、納付期限を忘れてしまいそうです。毎月月末近くに、連絡してもらうことは可能ですか。

共済組合では、任意継続掛金に係る督促は行っておりません。

(任意継続への加入は、あくまでも任意です)

Q41 確定申告を行います。納付した掛金は社会保険料控除の対象となりますか。

納付した掛金は、社会保険料控除の対象となります。確定申告には、「振込金(兼手数料)受取書」が必要ですので、大切に保管して下さい。

第3編 Q & A

なお、資格喪失等により掛金の還付を受けた場合は、還付分を除いた実際の納付額が、社会保険料控除の対象となります。

Q42 再就職等により資格喪失した場合、掛金は還付されますか。

下記の①～④を地共済へ提出することにより、掛金を還付します。

- ① 任意継続組合員資格喪失申出書(pp.63～64 参照。)
- ② 組合員証等 交付を受けた全ての証
- ③ 新たに取得した保険証の写し(喪失年月日を確認するため)
- ④ 任意継続掛金還付請求書(計算が複雑なため、還付請求額は空欄で結構です。)(pp.65～66 参照。)

※資格取得月に資格を喪失した場合を除き、資格喪失月以降の納付月数分を還付します。

Q43 掛金の還付に係る期間はどの程度ですか。

概ね、還付請求手続きを行った月の翌月までに振り込まれます。

【保健事業（人間ドック事業）】

Q44 任意継続組合員となった場合、人間ドックの助成は受けられますか。

受けられません。ただし、40歳～74歳の任意継続組合員及びその被扶養者は、特定健康診査(特定健診)を受けることができます。(詳細はp.52)

※退職後、県で再任用職員として勤務する場合は、地共済の組合員となるため、人間ドックの助成が受けられます。

【保健事業（特定健診・特定保健指導事業）】

Q45 任意継続組合員となった場合、どのような保健事業の対象となるのですか。

40歳から74歳までの任意継続組合員及びその被扶養者は、無料で受けられる特定健康診査(特定健診)及び特定保健指導の対象となります。それ以外の保健事業は対象外です。(詳細はp.52)